

職務発明規定変更及び 相当対価算定の法律実務 ～ 制度改正の動向と実務対策～

日時
平成**27**年**2**月**17**日(火)
10時～16時10分(開場9時30分)

改正動向の最新情報をフォロー! 職務発明規定及び相当対価算定の実務上の留意点を詳説!

現在、特許法35条の改正が議論されています。現時点においては、職務発明についての特許を受ける権利の帰属を原則法人帰属とするとともに、相当の対価請求権を報奨請求権に変更する案が有力です。

本セミナーにおいては、まず、改正動向について説明します。次に、改正案が立法化された場合の実務に与える影響について検討します。具体的には、「相当の対価」の算定方式、職務発明規定の変更手続及び相当対価の算定手続等について可能な限り具体的考察を行います。また、講師執筆の近著には書けなかったノウハウ及び情報も公開します。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師：法律事務所フラッグ 弁護士・弁理士 高橋 淳 氏

参加料：各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所：

銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務 アジェンダ

1. 現行特許法35条の内容及び制定経緯
2. 改正動向
3. 実務への影響(実績補償方式から一括払い方式へ)
4. 職務発明規定の変更手続
5. 退職者・出向者の取扱い等特別な問題
6. 職務発明規定のチェックポイント

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務」参加申込書 (H27.2.17開催)

ご所属名・部課名		電話
		FAX
ご住所 〒		
参加者		
お名前	E-mail	

お名前	E-mail	

お名前	E-mail	
備考欄		
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp	一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。